

県立可部高等学校移転整備事業の実施に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条の規定に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うための実施方針を定めましたので、次のとおり公表します。

平成16年12月13日  
広島県知事 藤田雄山

# 県立可部高等学校移転整備事業

## 実施方針

平成16年12月13日

広島県

目 次

I. 特定事業の選定に関する事項	
1. 事業内容に関する事項	1
2. 特定事業の選定方法等に関する事項	5
II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	
1. 民間事業者選定に関する基本的な考え方	6
2. 選定の手順及びスケジュール	6
3. 応募手続き等	7
4. 応募者等の備えるべき参加資格条件	9
5. 提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項	13
6. 提出書類の取扱い	14
7. 特別目的会社の設立	14
III. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担	15
2. 提供されるサービス水準	15
3. 選定事業者の責任の履行に関する事項	15
4. 県による事業の実施状況のモニタリング	16
IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
1. 施設の立地条件	18
2. 施設概要・施設規模	18
3. 事業用地に関する事項	20
V. 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	
1. 疑義が生じた場合の基本的な考え方	21
2. 管轄裁判所の指定	21
VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
1. 本事業の継続に関する基本的な考え方	22
2. 本事業の継続が困難となった場合の措置	22
VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項	23
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項	23
3. その他の支援に関する事項	23

VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決 .....	24
2. 情報公開及び情報提供 .....	24
3. 本事業において使用する言語等 .....	24
4. 応募に伴う費用負担 .....	24
5. 実施方針に関する問い合わせ先 .....	24

別紙資料1 リスク分担表(案) .....	資料1
別紙資料2 県立可部高等学校の概要 .....	資料4
別紙資料3 敷地案内図 .....	資料15
別紙資料4 敷地現況図 .....	資料16
別紙資料5 必要諸室及び面積一覧表(案) .....	資料18
別紙資料6 既存高等学校施設台帳等抜粋 .....	資料19

様式1 実施方針に関する説明会参加申込書

様式2 実施方針に関する意見・質問書

## I. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

県立可部高等学校移転整備事業

#### (2) 事業に供される公共施設等の種類

校舎等施設（校舎，屋内運動場，グラウンド等）

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

広島県知事 藤田 雄山

#### (4) 事業目的

広島県(以下、「県」といいます。)では、国の河川拡幅事業に伴い支障移転を要し早期の整備が求められている広島県立可部高等学校(以下、「県立可部高等学校」といいます。)について、移転予定地における校舎施設等の設計，建設，維持管理等を、PFI方式を用いて一体的に実施します。

県立可部高等学校は、創立90年を越す歴史と伝統のある学校であり、同窓生は約1万9千人にのぼります。現在は全日制普通科と定時制普通科の二課程からなり、平成15年には全日制普通科に現代コミュニケーションコースが1クラス設置されました。

校訓「誠実・努力・友愛」を基本に据え、高い価値観のもと質的向上をめざした教育で社会有為な人材を育てることを学校経営理念としています。

全ての教育領域で話す力，聞く力，読む力，書く力，考える力を育て、コミュニケーション能力を高めて国際化社会に対応できる発信型の人材育成を進めています。

県立可部高等学校移転整備事業(以下、「本事業」といいます。)では、周辺環境に配慮した敷地全体の有効活用や地域における景観形成を念頭におきながら、民間事業者の創意工夫により従来手法に比較して事業費の削減を図りつつ、県立可部高等学校の歴史や校訓を踏まえた教育がより発展的に実施できるよう、充実した施設，設備の整備を実現することを目的としています。

#### (5) 事業範囲

本事業は、PFI法に基づき、県と事業契約を締結し、当該特定事業を実施する事業者(以下「選定事業者」といいます。)が、移転する県立可部高等学校の設計業務，建設業務及び維持管理業務等を行うことを事業の範囲とします。

具体的な業務の範囲については、要求水準書で提示しますが、その概要は、次のとおりです。

### ①施設の設計業務及び建設業務

選定事業者は、県立可部高等学校施設の設計、建設及び施工監理、その他これらを実施する上で必要とされる各種手続きなどを行います。

- ・施設整備に係る設計業務（基本設計及び実施設計）及びその関連業務
- ・施設整備に係る建設業務及びその関連業務
- ・建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- ・工事監理業務
- ・県が国庫補助金の交付を受けるために必要となる諸作業
- ・近隣対応・対策
- ・電波障害調査・対策 など

### ②什器備品等の調達業務

選定事業者は、県立可部高等学校施設に必要な黒板・棚など建物に作り付けの家具について、調達業務を行うこととします。詳細については、要求水準書で定めます。

### ③施設の所有権移転業務

選定事業者は、施設の建設工事完了後、その所有権を県に移転するものとします。なお、施設の所有権は、一括して移転することを想定しています。

### ④施設の維持管理業務

選定事業者は、次の項目について維持管理業務を行うものとします。

- ・建物維持管理業務（点検，保守，簡易修繕等）
- ・設備維持管理業務（設備運転及び監視，点検，保守等）
- ・植栽外構等維持管理業務
- ・環境衛生管理・清掃業務

建物維持管理業務には、建物に作り付けの家具の維持管理を含みます。

大規模修繕業務については、施設の維持管理業務に含みませんが、審査の段階において、修繕計画の提案を受けるものとします。

なお、光熱水費は、県が実費を負担します（施設の引渡し前までは選定事業者の負担とします）が、光熱水費の削減等を考慮した提案を求め、審査の対象とする予定です。

### ⑤既存施設の解体業務

- ・既存施設（県立可部高等学校の校舎等施設）の解体
- ・廃棄物の処分
- ・跡地整備（整地程度）

- ・既存施設の記念碑・記念樹の移設業務

## (6) 事業の方式

選定事業者が施設の設計・建設業務等を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、維持管理業務等を行うBTO (Build Transfer Operate) 方式とします。

## (7) 選定事業者の収入

選定事業者の収入は、次のものからなります。

### ①施設の設計及び建設業務等に係る費用

県は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、施設の設計及び建設業務、什器備品等の調達業務、施設の所有権移転業務、に係る費用について、県と選定事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」といいます。）に定める額を、施設竣工後の所有権移転時に一括して選定事業者を支払います。

なお、施設整備に係る国庫補助金が県に交付される場合は、これを含めた額を一括して支払います。

### ②施設の維持管理業務等に係る費用

県は、施設の維持管理業務に係る費用について、供用開始時から事業期間終了までの間、事業契約書の規定に従い、物価変動等を勘案して定める額を選定事業者を支払います。

### ③既存施設の解体業務に係る費用

県は、既存施設の解体業務に係る費用について、解体業務の終了時に一括して選定事業者を支払います。

## (8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成40年3月31日までとします。なお、施設の維持管理等期間は、平成20年4月1日から平成40年3月31日までの20年間とします。

## (9) 事業スケジュール（予定）

日程（予定）	内容
平成17年12月	仮契約の締結
平成17年12月	事業契約の締結
平成18年1月～平成19年12月目途	施設の設計及び建設
平成20年1月末日	施設の引渡し及び所有権移転期限

日程（予定）	内容
平成 20 年 4 月～（6 カ月程度）	既存施設の解体
平成 20 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日	維持管理等

## （１０）事業に必要と想定される根拠法令等

PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号以下「基本方針」といいます。）の他、次に掲げる関連の各種法令に基づくこととします。

### ①法令・施行令・施行規則等

- ・ 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）及び同施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）及び同施行令（昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号）
- ・ 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号）
- ・ 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- ・ 振動規制法（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）
- ・ 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）
- ・ 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年 6 月 20 日法律第 157 号）及び同施行令（昭和 32 年 3 月 22 日政令第 25 号）
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（平成 6 年 6 月 29 日法律第 44 号）
- ・ 建築工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年 4 月 14 日法律第 20 号）
- ・ 高等学校設置基準
- ・ 各種の建築関係資格法，業法，労働関係法

### ②条例等

- ・ 広島県福祉のまちづくり条例（平成 7 年 3 月 15 日広島県条例第 4 号）及び同施行規則（平成 7 年 3 月 20 日広島県規則第 18 号）
- ・ 広島県環境配慮推進要綱「環境配慮ガイドライン」
- ・ その他の関連法規，県条例，広島市条例

## 2. 特定事業の選定方法等に関する事項

### (1) 選定に当たっての考え方

県は、PFI法、基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（平成13年7月27日）などを踏まえ、県自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定します。

選定基準は次のとおりです。

- ①本施設の設計、建設及び維持管理等が同一水準にある場合において県の財政負担の縮減が期待できること。
- ②県の財政負担が同一水準にある場合において本施設の設計、建設及び維持管理等の水準の向上が期待できること。

### (2) 選定の手順

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかの判断をします。

- ①PFI法に基づく事業として実施されることの定性的評価
- ②民間事業者に移転されるリスクの評価
- ③コスト算出による定量的評価
- ④上記①～③を見込んだ総合的評価

### (3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容とあわせ、県ホームページで速やかに公表します。

また、特定事業の選定を行わないこととした場合においても同様に公表します。



## Ⅱ. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 民間事業者選定に関する基本的な考え方

#### (1) 基本的な考え方

本事業は、設計、建設及び維持管理等の各業務について、民間事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があります。したがって、民間事業者の選定に当たっては、県の財政負担額に加え、設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画等の提案内容を総合的に評価します。

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）によるものとします。

#### (2) WTO政府調達協定について

本事業は、WTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用されます。

### 2. 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定しています。

日程（予定）	内容
平成16年12月13日	実施方針の公表
平成16年12月22日	実施方針に関する説明会の実施
平成16年12月20日～ 平成17年1月6日	実施方針に関する質問・意見及び提案の受付
平成17年1月24日	実施方針に関する質問回答公表
平成17年3月下旬	特定事業の選定及び公表
平成17年3月下旬	入札説明書（案）等の公表
平成17年3月下旬～4月上旬	入札説明書（案）等に関する質問・意見の受付
平成17年4月中旬	入札説明書（案）等に関する質問回答公表
平成17年5月中旬	入札公告、入札説明書等の公表
平成17年5月下旬～6月上旬	入札説明書等に関する質問・意見の受付
平成17年6月下旬	入札説明書等に関する質問回答公表
平成17年6月下旬	入札参加資格確認申請書の受付
平成17年7月上旬	入札参加資格確認結果の通知
平成17年9月上旬	提案書の受付
平成17年10月中旬	落札者の決定・公表

### 3. 応募手続き等

#### (1) 実施方針の公表及び説明会の実施

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針の公表に際して説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、県の考え方を説明します。

なお、説明会場では資料を配布しませんので、本実施方針をご持参ください。説明会の日時、開催場所及び参加申込み方法等は、次のとおりです。

開催日時	平成 16 年 12 月 22 日(水) 14 時 00 分から
開催場所	広島県庁 本館 6 階講堂
申込方法	平成 16 年 12 月 17 日(金)までに、参加申込書(様式 1)に記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。(当日必着) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子メール (添付ファイル, 件名を「可部説明会」としてください。)</li> <li>・ ファクシミリ</li> <li>・ 郵送</li> </ul>
申込先及び連絡先	広島県教育委員会事務局 管理部施設課 〒730-8514 広島県広島市中区基町 9 番 4 2 号 電話 (082)513-4944 FAX (082)223-6341 電子メール shisetsu@pref.hiroshima.jp

#### (2) 実施方針に関する質問・意見及び提案の受付、質問回答公表等

実施方針に関する質問・意見及び提案を次の要領により受け付けます。

##### ①実施方針に関する質問・意見及び提案の受付

受付期間	平成 16 年 12 月 20 日(月)～平成 17 年 1 月 6 日(木) (当日必着) ただし、持参の場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日とし、提出時間は 9 時から 17 時までとします。
提出方法	質問・意見及び提案の内容を、質問・意見書(様式 2)に記入の上、次のいずれかの方法により提出して下さい。電話での受付は行いません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子メール (添付ファイル, 件名を「可部質問等」としてください。)</li> <li>・ 郵送又は持参 (①内容を記録したフロッピーディスク又は CD-R 及び②記入した内容を出力した用紙を併せて提出して下さい。)</li> </ul> なお、文書形式は、Microsoft Word(Windows 版)で作成するようにお願いします。
提出先	広島県教育委員会事務局 管理部施設課 〒730-8514 広島県広島市中区基町 9 番 42 号 電話 (082)513-4944 電子メール shisetsu@pref.hiroshima.jp

## ②実施方針に関する質問回答公表

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わることなど、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと県が認めたものを除き、平成17年1月24日(月)までに、広島県教育委員会教育長のホームページ(以下、「県ホームページ」といいます。)で公表します。

県ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.jp/kyouiku/hotline/>

また、県は、民間事業者等から提出のあった意見及び提案に対しては、回答を行いませんが、県が必要と判断したものについては、直接ヒアリングを実施することがあります。

## ③実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見・提案を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがあります。重要な変更を行った場合には、その内容を県ホームページで速やかに公表します。

### (3) 特定事業の選定及び公表

県は、県自らが実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を県ホームページで速やかに公表します。

### (4) 入札説明書(案)等の公表

実施方針公表後における民間事業者等からの意見・提案を踏まえ、入札説明書(案)等(入札説明書(案)、要求水準書(案)、事業契約書(素案)、基本協定書(素案)、様式集(案)など)を県のホームページで公表します。

### (5) 入札説明書(案)等に関する質問・意見の受け付け、質問回答公表

入札説明書(案)等に記載された内容について、質問・意見の受け付け、回答公表を行います。具体的な日程等は、入札説明書(案)で提示します。

### (6) 入札公告及び入札説明書等の公表

入札説明書(案)に対する民間事業者等からの意見・提案を踏まえ、入札公告を行うとともに、入札説明書等(入札説明書、要求水準書、事業契約書(案)、基本協定書(案)、様式集など)を公表します。

#### (7) 入札説明書等に関する質問・意見の受付，質問回答公表

入札説明書等に関する質問・意見の受付，質問回答公表を行います。具体的な日程等は，入札説明書で提示します。

#### (8) 入札参加資格確認申請書の受付

入札参加資格確認申請書の受付を行います。具体的な日程等は，入札説明書で提示します。

#### (9) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認申請書の確認結果を通知します。具体的な日程等は，入札説明書で提示します。

#### (10) 提案書の受付

県は，入札説明書等に基づき，資格審査に必要な書類及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求めます。提案書等の提出方法，時期及び提案に必要な書類の詳細等については，入札説明書で提示します。

#### (11) 落札者の選定及び公表

民間事業者からの提案書は，技術，法務，金融などの専門家，学識経験者で構成される「県立可部高等学校移転整備事業に係る民間事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」といいます。）において評価します。県は，審査委員会の評価を受けて落札者を選定し，審査の結果及び評価を県ホームページで公表します。

なお，審査委員会における審査委員は，次の5名です。（五十音順，敬称略）

区分	氏名	所属・役職等
委員	岩重 律子	一級建築士（株式会社アッバン設計代表取締役社長）
委員	二國 則昭	鯉城総合法律事務所 弁護士
委員	森保 洋之	広島工業大学大学院環境学研究科 教授
委員	大和 弘明	日本政策投資銀行中国支店 企画調査課長
委員	吉長 元孝	広島国際大学大学院総合人間科学研究科 教授

## 4. 応募者等の備えるべき参加資格条件

### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等については，次のとおりとします。

- a) 応募者は、設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施することなどを予定する単体企業（以下「応募企業」といいます。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」といいます。）とします。
- b) 応募グループは、代表者を定めるものとします。
- c) 応募企業又は応募グループの構成員が他の応募グループを構成すること及び同一応募者が複数の提案を行うことは禁止します。
- d) 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」といいます。）がある場合は、提案書等の提出時において協力会社として明記することとします。
- e) 応募グループの構成員及び協力会社の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行い、県が承諾した場合に限り、構成員及び協力会社の変更及び追加を認めます。ただし、この場合であっても代表企業の変更は認めません。
- f) 応募グループで申し込む場合には、提案書等の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行ってください。

## （２）応募者等の参加資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社は、以下の参加資格要件を満たすことが必要です。

### ①応募企業、応募グループの構成員又は協力会社に共通の参加資格制限

- a) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- b) 広島県知事から建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を受けていないこと
- c) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止を受けていないこと
- d) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること
  - ただし、手続開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づいて入札参加資格の再認定を受けている者を除く
  - ・ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く）
  - ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く）
- e) 最近 1 年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- f) 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと

- ・本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりです。  
中電技術コンサルタント株式会社〔広島市南区出汐二丁目3-30〕  
あさひ・狛法律事務所〔東京都千代田区丸の内二丁目1番1号〕
- ・関連会社とは、次の者をいいます。
  - －アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - －アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
  - －代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者
- g) 審査会の委員本人、委員が属する企業と資本面若しくは人事面において関連がないこと
  - ・関連がないこととは、次の条件をいいます。
    - －委員が役員（公益法人の場合にあっては、理事である場合を含む。）又は職員でないこと
    - －委員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有していないこと、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしていないこと

## ②各業務に当たる者の参加資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすことが必要です。

- a) 設計業務に当たる者
  - ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること
  - ・広島県における平成15・16年測量及び建設コンサルタント業者名簿に登録されている格付けがAであること
  - ・過去10年間に於いて学校教育法で定める学校施設の設計業務実績を有すること
- b) 建設業務のうち建築工事に当たる者
  - ・建築工事一式について、以下に示す要件をすべて満たしていること  
なお、共同企業体として応募するときは、共同企業体として又はその構成員が、次に掲げる資格要件を全て満たしていること
  - ・建設業法第15条第1項の規定により、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること（提案書等の受付日において、5年以上の期間、特定建設業の許可を有していること。ただし、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可期間は通算しない。）
  - ・当該年度の広島県建設工事入札参加資格について、平成14年広島県告示第1003

- 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の請手続きの定め。以下、「告示」といいます。）に基づいて、建設工事の一般競争入札参加資格の格付がA である者又は告示に基づいて認定された格付がA・A 若しくはA・Bの組み合わせによる共同企業体であること
- ・次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で1 名以上配置できること（共同企業体の場合は、代表者に限る。）
    - 一級建築士又は一級建築施工管理技士
    - 建築一式工事について、監理技術者資格者証の交付を受けている者
  - ・共同企業体については、次に掲げる資格要件をすべて満たすこと
    - ア 施工の方式は、共同企業体の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とすること
    - イ 共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者であること。ただし、格付の異なる者の間では、上位格付の者とする
    - ウ 構成員の出資比率の最小限度は 30 %以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大とすること
    - エ 共同企業体を結成した構成員は、他の応募者の構成員（他の応募者の構成員である共同企業体の構成員を含む。）となることはできない
    - オ 共同企業体の代表者以外の構成員については、次に掲げる要件をすべて満たす技術者を当該工事現場に専任で1 名以上配置できること
      - 1 級建築士又は一級建築施工管理技士
      - 建築一式工事について、監理技術者資格者証の交付を受けている者
- c)建設業務のうち土木工事に当たる者
- ・建設業法第 15 条第 1 項の規定により、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること
  - ・広島県における建設工事入札参加資格の土木一式工事に係る格付けがA又はBであること
  - ・本工事に対応した監理技術者資格者証（土木）の交付を受けている主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること
- d)建設業務のうち上記 b) c)以外の建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に規定する工事）に当たる者
- ・建設業法第 3 条第 1 項の規定により、当該建設工事の種類に応じて許可を受けた者であること
  - ・広島県における建設工事入札参加資格の電気工事及び管工事に係る格付けが、A であること

e)維持管理業務に当たる者

- ・広島県の「競争入札参加資格者名簿（庁舎管理に関わる委託業務）」に登載があること

### （３）参加資格確認基準日

参加資格の確認基準日は、提案書等の提出期限日とします。

なお、落札者決定日までに参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格となります。

## 5. 提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項

### （１）審査に関する基本的な考え方

審査委員会においては、価格のみならず、設計業務、建設業務、維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画等の提案内容を重視し、総合的に評価します。

### （２）審査手順に関する事項

審査は、次の手順により行います。

#### ①資格審査

- ・ 応募者の備えるべき参加資格要件審査
- ・ 本事業と同種又は類似の業務実績及び経験等

#### ②提案審査

- ・ 入札価格
- ・ 設計業務、建設業務、維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務の計画等の総合的な提案内容

### （３）落札者の選定及び公表

県は、審査委員会の評価を受けて落札者を選定し、審査の結果及び評価を県ホームページで公表します。

### （４）落札者を選定しない場合

民間事業者の募集、審査及び落札者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者の提案も県の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を選定せず、この旨を県ホームページで公表します。



## 6. 提出書類の取扱い

### (1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、県は、本事業の公表及びその他県が必要と認める場合、落札者として選定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとします。

なお、提出を受けた書類は返却しません。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

## 7. 特別目的会社の設立

本事業に係る選定の結果、落札者として決定した場合、落札者は、商法（明治32年法律第48号）に定める株式会社又は有限会社法（昭和13年法律第74号）に定める有限会社として、本事業を実施する特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を広島県内に設立するものとします。

この場合、県は、落札者と設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施するに当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、SPCと事業契約を締結します。

なお、応募企業又は応募グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、その出資比率は全体の50%を超えるものとします。また、応募グループの代表者の出資比率は、出資者中最大となることとします。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式（株式会社の場合）又は持分（有限会社の場合）を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行うことはできません。

### Ⅲ. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施 の確保に関する事項

#### 1. 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

##### (1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとします。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとします。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

県と選定事業者の責任分担は、原則として、「別紙資料 1 リスク分担表 (案)」によることとしますが、詳細については事業契約書で定めます。

##### (3) 保険

選定事業者は、保険により費用化できるリスクについては合理的な範囲で付保するものとします。

#### 2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書で提示します。

#### 3. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行することとします。

なお、事業契約締結に当たっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法により事業契約の保証を行うことを想定しています。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

## 4. 県による事業の実施状況のモニタリング

### (1) モニタリングの実施

県は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、事業契約書に定める業務要求水準が達成されていることを確認するために、モニタリングを実施します。

選定事業者は、県がモニタリング実施に当たって必要な協力を求めた場合には、これに協力するものとします。

### (2) モニタリングの実施時期及び概要

#### ①設計業務（基本設計・実施設計）時

県は、選定事業者によって行われた設計業務が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

#### ②建設業務時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を定め、工事監理を行い、工事施工及び工事監理の状況について、定期的に県の確認を受けるものとします。

また、選定事業者は、県が要請した際は、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を受けるものとします。

#### ③工事完了・施設引渡し時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で県の確認を受けるものとします。この際、県は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行います。

#### ④既存施設の解体業務時

県は、選定事業者によって行われた解体業務が、事業契約書に定める業務要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行います。

#### ⑤施設供用開始後（維持管理等段階）

県は、施設供用開始後において、定期的に業務の実施状況を確認します。

### (3) モニタリングの方法

県は、選定事業者から提出された業務報告書等により、施設利用可能状況及び要求水準の達成について確認を行う予定です。

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等で提示します。

#### (4) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書に定める業務要求水準が達成されていないことが判明した場合は、支払額の減額措置又は修復勧告等の対象になります。なお、詳細については、入札説明書等で提示します。

## IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 施設の立地条件

#### (1) 建設する施設

建設計画地	広島市安佐北区可部町大字上原字寺山 (「別紙資料3 敷地案内図」参照)
敷地面積	約 33,000 m <sup>2</sup> (校舎敷地 約 15,000 m <sup>2</sup> , グランド敷地 約 18,000 m <sup>2</sup> ) (「別紙資料4 敷地現況図」参照)
前面道路	幅員約 10m
区域	市街化調整区域
用途地域	指定なし
防火指定	指定なし
その他の地域・地区	指定なし
形態規制	建ぺい率：50%，容積率：100%

#### (2) 解体する施設

- ・ 県立可部高等学校 (既存の学校)

所在地	広島市安佐北区可部三丁目 15-26
建物敷地面積	約 13,000 m <sup>2</sup>

※ 建物のほかに工作物・樹木があります。

### 2. 施設概要・施設規模

#### (1) 建設する施設 (「別紙資料5 必要諸室及び面積一覧表(案)」参照)

##### ①施設概要

延床面積(想定)	12,750 m <sup>2</sup> 程度	
校舎	必要諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通教室 (25 教室)</li> <li>・ 特別教室 (18 教室)</li> <li>・ 管理室 (職員室, 準備室, 保健室, 生徒会室等)</li> <li>・ その他 (図書室, 食堂・厨房, 職員用休養室, 倉庫等)</li> </ul>
	主な設備	エレベーター(障害者用), 空調設備(一部の室)等
	延床面積	8,900 m <sup>2</sup> 程度
屋内運動場	必要諸室	アリーナ, 柔剣道場, 部室, トレーニング室 など
	延床面積	2,800 m <sup>2</sup> 程度
駐輪場	自転車 400 台程度を駐輪できる面積	
グラウンド	主な設備	夜間照明, 散水栓, 防球ネット など
	面積	18,000 m <sup>2</sup> 程度

※建設する施設の構造, 階数は, 周辺環境に充分配慮した上で民間事業者の提案によります。

## (2) 施設の設計・建設にあたっての基本的考え方

県は、施設の設計及び建設にあたり、事業者に対して次の事項を期待しています。

### ①社会の変化及び生徒の個性化・多様化等への対応

現在、わが国の社会は、国際化、情報化、少子高齢化及び産業構造の変化等においてめざましいものがあり、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。その一方で、生徒・保護者の学習ニーズや進路希望等は一層多様化してきており、生徒の個性を伸ばす教育が一層求められています。

このため、施設整備においては、本高等学校の特色がより反映されるとともに、生徒の学習の幅がより広がるよう、教育課程の編成や柔軟な学習システムの導入に対応できる提案を期待します。

### ②健康的かつ安全で快適な施設環境の確保

学校施設の整備においては、生徒の学習及び生活のための空間として、生徒の健康と安全を十分に確保することはもちろん、豊かな人間性を育むことが可能な、快適で魅力に富んだ施設環境を確保することが重要と考えています。

このため、生徒が安心して学校生活を送ることのできる、健康的かつ安全で快適な施設整備を期待します。

### ③地域に貢献するとともに地域環境に調和した施設の整備

地域住民にとって身近な公共施設として、施設のユニバーサルデザイン対策を図るとともに、災害時の避難場所としての役割を果せる施設であることを期待します。

また、立地場所の特性を踏まえた景観面への配慮、可部地域におけるまちづくりへの貢献など、地域と共生する施設となることを期待します。

### ④ライフサイクルコストの縮減

民間事業者のノウハウの活用により、建設費の削減はもとより、事業期間全体にわたる省エネルギー対策や効率的な管理・運営に考慮した設計がなされ、また、効率的な修繕の実施による維持管理コストの削減など、事業期間全体のライフサイクルコストの削減が図られることを期待します。

## (3) 解体する施設（「別紙資料6 既存高等学校施設台帳等抜粋」参照）

- ・ 県立可部高等学校（広島県広島市安佐北区可部三丁目 15-26）

構造・階数	主要校舎	鉄筋コンクリート造	4階建て	2,347 m <sup>2</sup>
			5階建て	2,363 m <sup>2</sup>
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造		2,185 m <sup>2</sup>

延床面積	鉄筋コンクリート造	9,099 m <sup>2</sup>
	鉄骨造	94 m <sup>2</sup>
	木造	392 m <sup>2</sup>
	合計	9,585 m <sup>2</sup>

※解体する施設の延床面積については、学校施設台帳より算出した面積のため、実面積とは若干異なります。

### 3. 事業用地に関する事項

本事業用地は、事業期間中、県から選定事業者は無償で貸付けるものとします。

本事業用地は、現在、広島県企業局により造成工事中ですが、平成17年度中に完成し、平成18年4月には施設建設に着手が可能な状態となる予定です。

## V. 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 疑義が生じた場合の基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとしめます。

### 2. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。



## VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、事業の継続が困難となる事由として想定されるものをあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。

### 2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難になった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとします。

#### (1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

県は、事業契約書の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることがあります。選定事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、県は、事業契約を解除することができます。

なお、その他の対応方法については、事業契約書で定めます。

#### (2) 県の事由により本事業の継続が困難になった場合

選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとします。

#### (3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難になった場合

県及び選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとします。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によりその旨の通知をすることにより、県又は選定事業者は、事業契約を解除することができるものとします。

## Ⅶ. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援 に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していません。

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、県と選定事業者で協議します。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

県と選定事業者との事業契約締結後、本事業に対して国庫補助金が交付される場合には、これを県が選定事業者に支払う代金の一部に充当するため、選定事業者は、県が国庫補助金の交付を受けるために必要となる諸作業を行います。

また、国庫補助金の申請が契約締結後となるため、補助対象施設の精査等によって見込み額が変更となる場合も考えられますが、これにより生じる資金調達に係るリスクは、県において負担します。

### 3. その他の支援に関する事項

県は、事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力します。

法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と選定事業者で協議します。

## Ⅷ. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

複数年度に渡る事業契約を締結するための債務負担行為の設定に関する議案については、平成17年2月広島県議会定例会に提出する予定です。

事業契約の締結に関する議案については、平成17年12月広島県議会定例会に提出する予定です。

### 2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、県ホームページなどを通して適宜行います。

県ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.jp/kyouiku/hotline/>

### 3. 本事業において使用する言語等

本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

### 4. 応募に伴う費用負担

本事業への応募にかかる費用は、すべて民間事業者の負担とします。

### 5. 実施方針に関する問い合わせ先

実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

広島県教育委員会事務局 管理部施設課

〒730-8514 広島県広島市中区基町9番42号

電話 (082)513-4944

電子メール [shisetsu@pref.hiroshima.jp](mailto:shisetsu@pref.hiroshima.jp)